

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。</p> <p>さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、4番 小野義雄 委員、26番 佐野秀明 委員、35番 清末芳晴 委員が欠席ですので、委員37名中34名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしく願います。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。32番 平塚武久 委員、34番 坂本啓一 委員を指名いたしますのでよろしく願います。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案第30号についてご説明させていただきます。案件は3件でございます。</p> <p>まず、申請番号24号でございますが、土地は安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積789㎡を初めとする合計3筆 2,128㎡です。</p> <p>渡人は、横浜市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 歳、受人は、安岐町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の県外在住と高齢のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地であります。</p> <p>また、受人の経営面積は131,758.4㎡でありますので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>次に、申請番号25号でございますが、土地は、安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積984㎡です。渡人は前号と同じく横浜市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 歳、受人は、安岐町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p>

申請事由は、渡人の県外在住と高齢のため管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の申請地取得後の経営面積は5,012㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号26号でございますが、土地は、国東町[]
[] 地目は畑 面積44㎡です。

渡人は、横浜市[]

[]歳、受人は国東町[]

[]歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のため管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は5,401㎡ですので下限面積要件は問題ありません。

以上、申請案件3件すべてにおきまして、農地法第3条第2項の各号に規定されている農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

議長

はい、事務局よりの説明を終わりましたので、続きまして、担当農業委員の方々のご説明をいただきます。まず、申請番第24号・25号について、33番 高橋 厚 委員に説明をお願いいたします。

33番高橋

申請番号24号であります。渡人の[]は高齢ということでございます。それと、県外在住でございます。今までは、山口生産組合が借りて耕作をしておった土地であります。

受人の[]は専業農家で大きな耕作をされておられます。ですので、[]の方も経営規模拡大ということで、これは売買ということでございますので、問題は無いと思われまのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

それと、申請番号25号でございますが、渡人の先ほど言いましたように、[]も高齢ということで県外在住であります。もちろん耕作は出来ないということで、これも山口の生産組合が耕作をしておりました。

今回、受人の[]が売買ということで、経営規模拡大ということでございます。[]の方は、取得したらこの農地を耕作し

	<p>たいということでございます。</p> <p>この2件とも売買ということでございますので、問題は無いかと思っておりますのでご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、申請番号26号について、28番 高木正勝 委員にお願いします。</p>
28番高木	<p>26号についてご説明いたします。この畑は、現在使用されておらず、不作化している状態です。地権者も横浜の方に在住しており管理が出来ないということで、XXXXXXXXXXに売買ということですのでご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それぞれ担当農業委員の方々の説明も終わりました。この件につきましてのご質疑とご意見等ございましたらお願いします。</p>
36番松本	<p>これは、本来皆さんで決められるのかどうなのかわかりませんが、経営面積5反以上というのが決まっています。それは、よその市町村では3反とか4反とか、姫島は1反くらいではなかったかと思いますが、そこをこの委員で今のままで行くのがいいのか、3反くらいに減らして替えるようにした方がいいのかという議論をする時期に来ているのではないかという気がするんですがどうですか。</p>
事務局	<p>農林業センサスで、農業やっている方で4反持っている方が40%以上4反しか持っていない方が、といった時には4反とか下限面積を替えることができますが、農林業センサスでは40%を超える状況ではないので、国が示している5反という最低の数字ですが、国東市はそんなに少ない面積を持っている人が少ないということから国の数値を使っているということです。</p>
36番松本	<p>今の、あれからしたら議論しても替えられないということなのか。</p>
事務局	<p>例えば、4反しか持っていない人が40%を超えるとか、そういうことがない限り、または法律改正があつて下限面積要件が下げられるというようなことがあればですが、今のところ法律改正もありませんので、ちょっと難しいかなと思います。</p>

	自由に設定できるというものではなくて、そういう条件があるということです。
36番松本	条件が整ったかどうか分からないだろう。
事務局	そういう状況になれば、提案をさせていただいてどうでしょうかと、そして委員の皆さん方が4反なら4反、3反なら3反としようということになれば、県の方に申請したいと思います。
36番松本	そういう時期になったら、事務局の方から打ち出すということでもいいんですね。
事務局	はい、そういうことになります。
36番松本	わかりました。
議長	関連があるということでのご質疑でありましたが、この3件についてご質疑等ございますか。 ご意見等ございませんでしょうか。 それでは、議案第30号を承認される方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございました。 挙手多数により、議案第30号を承認させていただきます。 次に議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をしてください。
事務局	議案第31号についてご説明いたします。案件は5件であります。 まず、申請番号6号でございますが、土地は安岐町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は畑 面積6,502㎡を初めとする、合計4筆 面積12,977㎡です。 申請人は、安岐町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 歳です。申請事由は、高齢のため農地として維持管理が困難なため、申請地に檜を植林するものです。 すでに、平成4年ごろから数回に分けて少しずつ北側から植林しておりまして、直近は今年の3月に450本を植林しておりま

す。必要な転用の申請をしていなかったため、今回始末書を添えて追認の申請がされました。

土地は、[]と[]が第2種農地で、[]と[]がパイロット事業で換地処分された第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、4筆全体の面積12,977㎡の中に占める第1種農地の面積4,045㎡の割合が3分の1以下であるため、隣接する土地と一体化して同一の目的の事業に供する場合、その面積が3分の1を超えなければ許可できるという、特例要綱に該当するものです。

次に申請番号第7号でございますが、土地は武蔵町[]地目は畑 面積204㎡です。申請人は、武蔵町[]歳です。

申請事由は、子の家族が同居する予定で、現在の住宅に隣接する申請地にそのための住宅を建築するものです。土地は第2種農地です。

次に申請番号8号でございますが、土地は国見町[]地目は田 面積318㎡です。申請人は、国見町[]歳です。

申請事由は、長年農地として利用されておらず、申請地に出力24.64kwの太陽光発電施設を設置するためです。土地は第2種農地です。

次に申請番号9号でございますが、土地は国東町[]地目は田 面積117㎡です。申請人は福岡県大野城市[]歳です。

申請地の一角には、すでにお堂が建てられており、今回始末書を添えて追認の申請となりました。

お堂は、幅3.24m、奥行き2.24mの木造瓦ぶきで、昭和55年ごろ祭祀を行うために、地域住民が共同で建立したものです。

要請により土地を提供した当事者は申請者の父親ですが、すでに亡くなっています。そのため、詳しい経緯は分からないということですが、今後も維持管理していくということです。土地は第2種農地です。

最後に申請番号10号でございますが、土地は国見町[]地目は畑 面積240㎡です。申請人は、国見町[]歳です。

申請事由は、従前に居住していた住宅が、今年4月に火災によ

	<p>り焼失したため、同じ土地を避けたいということで、隣接する申請地に住宅を建築し、居住するためです。土地は第2種農地です。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局よりの説明が終わりましたので、続きまして担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号6号について、31番 工藤節二 委員をお願いします。</p>
<p>31番工藤</p>	<p>申請番号6号について説明いたします。</p> <p>この安岐町■■■■■■■■■■というところでございますが、豊後高田・安岐線をずっと■■■■■■■■■■より上って、大体3kmちょっとの右手の方に■■■■■■■■■■がございます。その左側を山手の方に上って500mくらい上ったところに、現在は市道になっていますが、昔の構造改善の道に突き当たります。その道を西の方に200mか300mくらい行きますとカーブになっています。そのカーブを右手に50mくらい下りたところが、今回の■■■■■■■■■■の現地でございます。</p> <p>去年までは、みかんを栽培しておったんですが、本人も高齢で今年からやめようかということで、切って檜を植えております。</p> <p>そういうことでございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、申請番号7号につきまして、19番 松永守男 委員に説明をお願いします。</p>
<p>19番松永</p>	<p>7号について説明をいたします。</p> <p>この■■■■■■■■■■は、夫婦2人で現在暮らしております。来年の4月になってから子どもさんが帰ってくるため、今の住宅では狭いということで、家の西側に新築をすることになりましたので、別に問題は無いと思っておりますので良い審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、申請番号8号について22番 臼井博史 委員をお願いします。</p>
<p>22番臼井</p>	<p>それでは、8号について説明します。</p>

	<p>この 地区は、 より 4 kmほど赤根温泉の方に向かって行ったところにあります。 地区の中ほどに申請人の の家があるんですが、家のすぐ南側にこの土地がありまして、本人は太陽光をするということでありました。近所の人のトラブルも考えられませんので、良いかなと思いました。ご協議よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、続きまして申請番号9号について、32番 平塚武久 委員にお願いします。</p>
<p>32番平塚</p>	<p>当地は、安国寺・原・山吹を結ぶ市道の になります。 の市道に隣接しているところにお堂が建っており、何十年も前からお堂が建っており、農地だったとは誰も知らなかったことですが、現在も祭祀を行っており、この申請人の父が土地を提供していたようでございます。 そういうことで、現在もそういう社が建っており、これからもずっと祀っていくようなので、特に問題は無いかと思われまます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、申請番号10号について、16番 花本敬介 委員にお願いします。</p>
<p>16番花本</p>	<p>10号について説明します。 今年の春先でしたか、住まいが火災によりまして、申請者の奥さんがその火災により亡くなりました。そういうことで、この土地を避けたいということで、隣接しているこの土地に新築したいということで、よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 議案第31号について、すべて終わったわけでございます。 事務局、担当農業委員の皆さん方々から説明をいただきました。 何かご質疑等ございませうか。 あのう、平塚さんにお聞きしたいのですが、追認申請をしなければならぬのが、どうしてわかったのですか。</p>

32番平塚	<p>これはですね、次の議案第32号の申請番号30号で、出ている分で調べていたところ、農地であったことが分かったということです。</p>
議長	<p>はい、分かりました。 何かご質疑等ございませんでしょうか。 それでは、質疑も無いようでありますので、議案第31号を承認する方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数により、議案第31号を承認いたします。 次に議案第32号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第32号についてご説明いたします。案件は3件でございます。</p> <p>まず、申請番号29号でございますが、土地は国東町[]地目は畑 面積281㎡です。</p> <p>渡人は、[] [] 79歳、受人は [] [] [] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人は受人の要請により、受人は持ち家が無く現在借家住まいのため、申請地に住宅を建て居住するためです。</p> <p>権利の設定は所有権の移転で、土地は第2種農地です。</p> <p>次に申請番号30号と31号は関連がありますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>30号の土地は、[] 地目は田 面積53㎡を初めとする合計9筆 面積1,801㎡です。貸主は、福岡県大野城市 [] [] [] 歳です。</p> <p>31号の土地は、国東町 [] 地目は田 面積358㎡です。渡人は、大分市 [] [] 歳です。</p> <p>30号の借主及び31号の受人は、福岡市中央区天神3丁目16番19号 グローバル・ウィン株式会社 代表取締役 [] [] 歳です。</p> <p>申請事由は、貸主及び渡人が市外在住で、農地として管理困難であるため、グローバル・ウィン株式会社が申請地に太陽光発電</p>

	<p>施設を設置するためです。</p> <p>全体事業計画は、本申請の10筆に議案第31号申請番号9号のお堂が建っていた以外の部分及び宅地を加えた全13筆、3,503.16㎡の土地に出力194.40kwの施設を建築するものです。</p> <p>権利の設定は、申請番号30号が賃借権の設定で、申請番号31号が所有権の移転です。土地はどちらも第2種農地です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、議案第32号の事務局よりの説明が終わりましたので、それぞれ担当農業委員の方にご説明をお願いします。</p> <p>29号につきまして、23番 森重茂彦 委員をお願いします。</p>
23番森重	<p>場所は、現在の [REDACTED] の東側になります。周りは、農地として使用されていないようにあるし、近所に家も数件建っておりますので、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に申請番号30号・31号につきまして、32番 平塚武久 委員をお願いします。</p>
32番平塚	<p>当地は、先ほど4条の同じところにあります。市道に面したところですが、そして、全筆とも隣接しており一区画になっているところでもあります。</p> <p>[REDACTED] の父が、ここで火事があって焼け死んだというようなことで、それまでは親父さんが管理しておったんですが、荒れてしまったということでもあります。</p> <p>[REDACTED] の息子が、グローバル・ウィンという会社に勤めており、太陽光発電の施設を作ったらということになって、この度この申請をしたわけでもあります。</p> <p>隣接地の承諾も取っており、元々この付近は荒廃しており特に問題は無いと思います。</p> <p>それから、31号は売買ということで、同じことでもあります。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに担当農業委員の方より説明をいただきました。質</p>

	<p>問やご意見等ございましょうか。</p> <p>質疑も無いようでありますので、議案第32号を承認する方の挙手を求めます。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により議案第32号を承認いたします。</p> <p>次に、議案第33号農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第33号農用地利用集積計画の利用権設定についてのご説明をいたします。</p> <p>今月の利用権設定は、総数で31筆 面積30,489㎡です。内訳は、新規設定が11筆 面積10,987㎡、更新設定が20筆 面積19,502㎡です。</p> <p>また、地区別の内訳は、国見地区が2筆486㎡、国東地区が22筆22,222㎡、武蔵地区は今回はございません。安岐地区が7筆7,781㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の7ページと8ページに一覧表にして記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>議案第33号利用計画について、事務局より説明がありました。何かご質疑等ございませんでしょうか。</p>
14番江本	<p>利用権設定の期間というのは、大体どれくらいから設定できるんですか。ここに3年とか10年とかあるんだけど、最低期間とかあるんですか。</p>
事務局	<p>皆さんの説明では、1年から50年の間でということをお願いしております。</p> <p>50年がなかというのと、農地法で最長50年を超えることができないというのがあるので、農作物ですので1年単位で耕作をしたいと思いますので、1年から最長50年までは法律上可能ということですよ。まあ、そんなに長くされる方は現実にはおりません。</p>
14番江本	<p>1年から良いということですね。</p>

事務局	一番短いのに特に制限は無いんですが、あくまで農作物なので、1ヶ月とかでは双方困りますので、最低でも1年から始めないというのもあって。
14番江本	1年くらい借りても…。届け出をしなくてもいいような気がするんですが…。
事務局	一応、法律上届け出をお願いします。多いのは3年・5年・10年そのあたりがほとんどです。
14番江本	はい。わかりました。
議長	その他、何かございませんでしょうか。 無いようですので、議案第33号を承認される方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございました。 挙手多数により議案第33号を承認いたします。 議案第34号農地法の規定による非農地証明書の発行について、事務局より説明をしてください。
事務局	議案第34号について、非農地証明書の発行願いが提出されましたので、ご説明いたします。案件は5件であります。 まず、申請番号37号ですが、土地は国東町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は田 面積486㎡です。申請人は、国東町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■歳です。 申請地は、以前は田として利用されていましたが、20年ほど前から耕作されておらず、現状は生い茂った雑木を伐採したものの切株が残り、荒れ地となっています。土地は農用地区域内農地です。 次に申請番号38号ですが、土地は国見町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は田 面積464㎡を初めとする合計9筆 面積4,621㎡です。申請人は、別府市■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■歳です。 申請地は、隣接する一団の土地で、以前は田として利用されていましたが、30年ほど前から田として管理されておらず、現状

<p>議 長</p> <p>27番黒木</p>	<p>は雑木や雑草が生い茂り原野化しています。</p> <p>土地は、[REDACTED]が今年6月25日に農振を除外されたので、第2種農地となっています。その他の8筆は、農用地区域内農地です。</p> <p>次に申請番号39号ですが、土地は国見町 [REDACTED] 地目は田 面積692㎡です。申請人は国見町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請地は本議案の申請番号38号の9筆の土地に囲まれた土地で、以前は田として利用されていましたが、20年ほど前から管理されておらず、現状は雑木や雑草が生い茂り原野化しています。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>次に申請番号40号ですが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は畑 面積668㎡です。申請人は、大分市 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請地は、以前は畑として利用されていましたが、10年ほど前に管理していた申請者の父が入院して以来、管理できなくなり現状は雑木や竹が生い茂り林地化しています。土地は第2種農地です。</p> <p>最後に申請番号41号ですが、土地は安岐町 [REDACTED] 地目は畑 面積13,304㎡です。申請人は、安岐町 [REDACTED] 64歳です。</p> <p>申請地は、以前は畑として利用されていましたが、20年ほど前から管理されておらず、現状は雑木や雑草が生い茂り原野化しています。土地は第2種農地です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>非農地証明書の発行について、事務局より説明をいたしました。引き続き担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号37号について、27番 黒木英生 委員をお願いします。</p> <p>37番について説明いたします。</p> <p>37番の周りはほとんど原野化して、水利の便が悪く耕作する人は、2割か3割くらい、池がかりですけれど、2～3割くらいしか田は作っていない。</p> <p>この土地は、水利の便も悪く、ずっと池の終わりの方の土地になりますので、水利が大変悪く稲も作らずこうなったわけでありませう。どうぞよろしく願いいたします。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に38号・39号について16番 花本敬介 委員にお願いします。</p>
16番花本	<p>38号と39号が[]ということで、39号が38号の土地の中に入っていますので、いっしょに説明いたします。</p> <p>この[]地区というこの地区は、稲田が少なく、昔から農業をやっているというか、管理されていた時もあるんですけど、現在では2件です。その内の1件が39号の申請者 []の建物で、[]の家が国道213号線に面して建っておりまして、この[]の裏側にこの申請の土地があるわけですけど、国道からすぐそこですけど、この[]の家があるために申請地が国道から見えないような状態になっております。</p> <p>それで、38号の申請者、[]は今別府に住んでいますけれど、元来[]の出身の人です。土地を作ってもらっていたんですけど、管理してもらえなくなってから年数が経って、現地は原野化しています。</p> <p>39号の土地も同じく、[]は農業をしておらず、お父さんも農業をしていなくて、管理が出来ていなくて原野化しています。</p> <p>以上です。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号40号について、23番 森重茂彦 委員にお願いします。</p>
23番森重	<p>説明します。</p> <p>持ち主の[]は、大分に住所がありまして、国東にちょこちょこ帰ってくるらしいんですけど、周りから苦情が出て、竹とか雑木ばっかし生えていますんで……。</p> <p>場所は、田深川の土手沿いにあるところで、周りも畑を作っておりません。別に問題は無いと思われまして、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして申請番号41号について、12番 木元健 委員にお願いします。</p>

1 2 番木元	<p>4 1 番について説明させていただきます。</p> <p>この申請地は、2 0 年ほど前までは畑として利用していたんですけど、2 0 年ぐらい前から何もできなくなり、周囲も山で何ら問題は無いと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに担当農業委員の方々より、説明をいただきました。何かご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>ちょっと私から聞いてよいでしょうか。森重委員さん、苦情が出てうんぬんといって、非農地証明を発行するんですが、その後どうなるんですか。</p>
2 3 番森重	<p>伐採して、また考えているようです。</p>
議 長	<p>何かするからということですか。</p>
2 3 番森重	<p>苦情が来るものですから、本人が負担に思っただけですね。もう畑には出来ないんで、そこまで、具体的には聞いていないんですが、現地は荒地ですから非農地と思います。</p>
議 長	<p>苦情が来るから、非農地扱いにただけでは、始まらんですわね…。</p>
2 3 番森重	<p>そういうことではなく</p>
議 長	<p>何かするんで、非農地証明をまずするということでしょうかけれどもね。</p>
2 3 番森重	<p>雑木で、管理できないという、大分ですので…。</p>
議 長	<p>はい。</p> <p>何かご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、質疑も無いようでありますので、議案第 3 4 号を承認する方の挙手を求めます。</p>
委 員	<p>(挙 手)</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により、議案第34号を承認いたします。</p> <p>次に、議案第35号平成26年秋季農作業標準賃金について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第35号平成26年秋季農作業標準賃金について、ご説明いたします。</p> <p>平成26年秋季農作業標準賃金につきましては、農繁期賃金が平成20年に5,000円から5,500円に改定されて以来改定されていません。</p> <p>その間、原油価格の高騰も続いており、また消費税が4月から5%が8%となり、来年10月には10%になることが予想されます。</p> <p>従いまして、農繁期賃金、草刈賃金、10a当り耕耘料等、乾燥機等利用の各項目ともおおむね5%の増額として提案いたしますので、ご審議のほどお願いいたします。本年3月にこの総会で、春季の農作業標準賃金についてご承認をいただいたところですが、それに準じた内容となっております。</p>
議 長	<p>35号の秋季農作業標準賃金について、代表的に説明をいたしたわけではありますが、何かこの点についてご意見等ございませうか。</p>
13番上田	<p>審議をするといっても、もう回覧板か何かで回したんではないですか。</p>
事 務 局	<p>まだ、回してはいないです。</p>
31番工藤	<p>この間、市から回覧できましたでしょ。粃すりとか色々、全般的なことは来なかったけれど…。</p> <p>粃すりの単価が、26年は360円となっているが、市から来たのは350円になっていたが、どっちが本当だろうか。</p>
5番糸永	<p>最近きたのは、農協の回覧板でしょう。</p>
31番工藤	<p>あれは、農協の回覧板でしたかね。</p>
5番糸永	<p>あれは、ライスセンターの価格です。</p>

31番工藤	ライスセンターの価格でしたか。
議 長	ライスセンターと違いがあるんですか。
事 務 局	この価格は、個人が受けた時の標準価格です。 あくまでも標準価格ですので、この価格でなければいけないというのではなく、参考程度でお願いします。
議 長	その他、何かご質疑ございませんでしょうか。 それでは、議案第35号を承認するというか、今ご意見が色々出ているわけではありますが、よかろうと賛成する方は挙手をお願いします。
委 員	(挙 手)
議 長	ありがとうございました。 議案第35号を承認させていただきます。 以上で、本日の議案の審議を終了いたします。